

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年)

第 3 回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 3 月 2 8 日 開催

大阪狭山市教育委員会

第3回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

平成31年（2019年）3月28日（木）

午後1時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

長谷 雄二	教育長
山崎 貢	教育長職務代理人
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山崎 正弘	教育部長
酒匂 雅夫	教育部理事
松本 幸代	こども政策部長
谷 義浩	教育部次長兼歴史文化グループ課長
尾島 肇	教育部副理事兼学校教育グループ課長
中森 祐次	教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長
北野 真也	教育総務グループ課長
寺本 芳之	学校給食グループ課長
東野 貞信	子育て支援グループ課長
浜口 亮	保育・教育グループ課長
隅田 よし子	学校教育グループ参事
酒谷 由紀子	学校教育グループ参事
上尾 悦男	社会教育・スポーツ振興グループ参事
吉井 克信	歴史文化グループ参事
湯川 幹子	子育て支援グループ参事

書記

荒川 郁代	教育総務グループ課長補佐
平井 大地	教育総務グループ主事

議事日程

開会

教育長報告

議事

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 号 | 大阪狭山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 2 | 議案第 5 号 | 平成32年度使用小学校教科用図書の採択に係る諮問について |
| 日程第 3 | 報告第 8 号 | 平成30年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書について |
| 日程第 4 | 報告第 9 号 | 平成30年度（2018年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）について |
| 日程第 5 | 報告第10号 | 平成31年度（2019年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）について |
| 日程第 6 | 報告第11号 | 大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動について |
| 日程第 7 | 報告第12号 | 大阪狭山市狭山池学術調査委員会の委員委嘱について |
| 日程第 8 | 報告第13号 | 大阪狭山市民間放課後児童会運営事業補助金交付要綱について |
| 日程第 9 | 報告第14号 | 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行に伴う市立子育て支援・世代間交流センター及び子育て支援センターの休館日の変更について |

閉会

各グループの報告事項

教育部長（山崎正弘）

ただいまから平成31年第3回大阪狭山市教育委員会定例会議を始めます。

進行を、教育長、よろしくをお願いします。

教育長（長谷雄二）

それでは、ただいまより平成31年第3回教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、会議録の署名委員は、会議規則第20条第2項の規定によりまして、河合委員、井上委員を指名いたします。

教育長報告につきましては一覧表にしておりますが、主な報告だけをさせていただきます。

2月28日木曜日、狭山高校卒業式に出席いたしました。

3月13日及び3月18日の中学校、小学校卒業式、教育委員の皆様には、式辞をいただきありがとうございました。ご出席、お礼申し上げます。

3月15日金曜日、幼稚園・こども園の修了式に、教育委員、各部長、私が出席いたしました。どうもご苦労さまでございました。

3月22日、大谷さやまこども園の竣工式に出席いたしました。

3月26日火曜日、大野台こども園の内覧会に参加いたしました。

主な報告については以上でございます。

何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、早速でございますが、議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、議案第4号、大阪狭山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

尾島課長。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

議案第4号、大阪狭山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料1ページと、別添資料の規則の一部を改正する規則をご覧ください。

今回の規則改正は、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、大阪狭山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則において、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別添資料の2ページ、3ページの大阪狭山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則、新旧対照表をご参照ください。

今回の改正の概要につきまして、こちらの新旧対照表の第4条の5から第4条の8につきましては、学校教育法第37条第14項の事務職員の職務規定につきまして、従前の「事務職員は、事務に従事する」という文言から、より主体的に校務運営に参画するように、「事務職員は、事務をつかさどる」へと変更されたことに伴いまして、学校管理運営規則につきましても、例えば第4条の5の3、改正前でありましたらば、主幹という職につきまして、「主幹は、上司の指揮を受け、担当事務を掌理する」という文言であったものを、学校教育法の改正に合わせまして、第4条の5の3、「主幹は、上司の指揮を受け、担当事務をつかさどる」というように文言整理しております。同様に、主査でありましたらば、「担当事務を処理する」であったところを、「担当事務をつかさどる」、副主査につきましては、「上司の指揮を受け、主査を補佐し、事務に従事する」であったものを、「主査を補佐し、事務をつかさどる」、主事につきましては、「主事は、上司の指揮を受け、事務に従事する」であったところを、「上司の指揮

を受け、事務をつかさどる」というように文言の整理を行うものでございます。

また、その下、第14条、第15条関係につきましても、教育の情報化に対応した事業改善や児童・生徒への学習上の支援のために、通常の紙の教科書に代えまして、教育課程の一部または全部でデジタル教科書を使用することができるよう、このたび学校教育法の第34条第2項及び第3項が新設されたことに伴いまして、本市の学校管理運営規則も教材の取り扱いに係る条文の見直しを今回行っております。

例えば、14条でありましたらば、教材の取り扱いは、これまでは「校長は、教材及び教具の選定にあたっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について十分配慮しなければならない」とあったものを、改めまして、教材について学校教育法の第34条でデジタル教科書も含む文言に整理されておりますので、「校長は、教科書に代えて、学校教育法第34条第2項及び第3項（これらの規定を同法第49条及び附則第9条第2項において準用する場合を含む）の定めるところにより、教科書に代えて、同法第34条第2項に規定する教材（以下「教科用図書代替教材」という）及びその他の教材の選定にあたっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について十分配慮しなければならない」というように改めさせていただいております。

また、第15条は、従前は「校長は、教科書の発行されていない教科について主たる教材として図書を使用するときは、委員会の承認を受けなければならない」とありましたものを、新たなものにつきましては、上記の教科用図書代替教材及び、それ以外の教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書というように変更させていただいております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長（長谷雄二）

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

ご意見、ご質問等はないようですので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第1、議案第4号、大阪狭山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第5号、平成32年度使用小学校教科用図書の採択に係る諮問についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

尾島課長。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、議案第5号、平成32年度使用小学校教科用図書の採択に係る諮問についてご説明いたします。

資料は、2ページ及び3ページをご覧ください。

平成32年度小学校使用教科用図書の採択替えにより、新年度4月より小学校教科用図書選定委員会を設置いたしまして教科書採択事務を進めてまいります。今回、選定の対象となる教科用図書は、小学校の国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、英語、道徳の13種目でございます。

第1回目の選定委員会は4月16日火曜日を予定しておりまして、そこで、教育委員会より、3ページでございますように、選定委員の委嘱と採択に係る諮問を行う予定をしております。

教科用図書採択の基準となる採択の観点は、

その後ろ、4ページにございます、こちらの6項目の観点から採択を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

委員（井上寿美）

採択の観点についての質問でも大丈夫ですか。

教育長（長谷雄二）

どうぞ。

委員（井上寿美）

いいですか。資料4ページの2番です。人権の取り扱いのところで、国際理解や男女平等という言葉になっているんですが、LGBTについて書いた教科書も2つの会社でそのような表記が出てきたというようなことを先日ニュースでも見ておまして、これは男女平等でいいのかなと、性の多様性というような表記のほうがいいのではないかと思っていたんですけども、今の時代状況の中で男女平等というふうに挙げられたことについてお聞かせ願えたらと思います。

教育長（長谷雄二）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

委員ご指摘のとおり、LGBTにつきましては、教科書採択の中で教科書を見ていく大きなポイントの一つになってくるのではないかと考えております。観点としては、そういったものを持ちつつ、この採択の観点の文言につきまして、今例えば例に挙げていただきました性の多様性といった文言も含めて、変更していくかどうかは検討させていただけたらと考えておりま

す。

教育長（長谷雄二）

今、井上委員ご指摘の男女平等というその文言自体が、今回の教科用図書採択の基準でいうと現代的には乖離しているのではないかというご意見だと思います。

ほかの委員さん、どうでしょうか。

田川委員。

委員（田川宜子）

以前に1回、LGBTのことが議題に上がったときに質問させていただいたんですけども、性の多様化というのは本当に現代社会の課題になっているんだなと改めて思います。

教育長（長谷雄二）

どうでしょうか、ほか。

事務局のほうでも何か意見があれば。

山崎委員。

教育長職務代理人（山崎 貢）

教科用図書採択の観点については大阪府も示していますね。本市の観点は大阪府が示している観点に合わせてるのか、それとも本市独自のものを示しているのか、どちらでしょうか。

教育長（長谷雄二）

尾島課長。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

この観点は本市で採択のときに使用している観点でございまして、今回、この議題提出に当たりまして大阪府の観点も確認しようと思っております。いろいろと資料を探ったんですけども、小学校採択につきましては、現時点では公表されていないという状況でございまして。

教育長（長谷雄二）

山崎委員。

教育長職務代理人（山崎 貢）

それでしたら、ある程度、大阪府の観点について参考にしつつ、本市独自の観点で、ここは

大事であろうというところも考えて観点にしたらどうかと思いますけどね。

教育長（長谷雄二）

尾島課長。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

では、委員の皆様から頂戴した意見も踏まえて、また観点のほうは再検討させていただきたいと思います。

教育長（長谷雄二）

先日、本市の男女共同参画に関する資料等も参考に、文言が適切かそうでないか、井上委員、田川委員のご意見も踏まえて採択基準について検討していただければと思います。修正はまだ間に合いますよね。

教育長（長谷雄二）

課長。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

まだ間に合いますので、選定委員会までに検討させていただきたいと思っております。

教育長（長谷雄二）

本来の趣旨からは逸脱していないけど、現状を踏まえると多様化という言葉のほうが適切ではないかというご意見をいただきました。

ほかにございせんか。

山崎委員。

教育長職務代理人（山崎 貢）

確認の意味で。昨年4月頃に本市の人権の方針が出ましたね。

教育長（長谷雄二）

人権教育基本方針ですね。

教育長職務代理人（山崎 貢）

基本方針ね。そこで私も質問したかなという記憶があるんですけども、そのときに性の多様化のような文言に変えたのではないのでしょうか。

教育長（長谷雄二）

変えています。

教育長職務代理人（山崎 貢）

それならばなおさら、先ほど井上委員が言われたような形で観点に入れてもいいのではないかなと思うんですけどね。

教育長（長谷雄二）

ご意見を踏まえて検討し、次回にその旨、またご報告お願いいたします。

ということ踏まえて承認ということでしょうか。

それでは、ただいま各委員のご意見、ご提案を踏まえた中で、日程第2、議案第5号、平成32年度使用小学校教科用図書採択に係る諮問については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第8号、平成30年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第8号、平成30年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書についてご説明をいたします。

事前に平成30年度の教育委員会点検・評価報告書を配付させていただいておりますので、あわせてご参照いただければと存じますが、お手元にございせんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

この点検・評価報告書につきましては、ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理または執行について、自ら点検を行い、教育に関しまして学識経験を有する者の知見を活用して報告書を作成し、それを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。

それでは、報告書の1ページの目次をご覧ください。

第1点目では、点検・評価についての趣旨、教育部及びこども政策部の運営方針等についてまとめております。

次に、2点目でございますが、教育委員会の活動状況として、教育委員の皆様が平成30年中に活動していただきました内容、あるいは定例会の中の審議内容につきまして、ここで報告をさせていただきます。

次に、3点目でございます。点検・評価ということでございまして、それぞれの事業について評価調書として取りまとめを行っております。

詳細内容につきましては、1番目では、子育てにやさしい環境づくりに関連する事業としまして放課後児童会事業以下17件の事業、2番目に、学ぶ力、生きる力を伸ばす教育環境づくりということで教育振興基本計画改定事業以下20件の事業、3番目に、生涯スポーツの推進ということでドリームフェスティバル事業及びスポーツ振興事業の2つの事業、4番目に、生涯学習の推進ということでございまして図書館管理事業及び社会教育センター管理事業の2つの事業、最後でございますが、5番目でございます、歴史文化の振興ということで郷土資料館管理事業以下6つの事業を点検評価しております。

そして、学識経験者等の意見ということでございまして、例年であれば教育部長及びこども政策部長を初め各担当グループの課長が、桃山学院教育大学教育学部客員教授の今西先生と大阪総合保育大学学長の大方先生の両先生方にヒアリング及びご指導を受けておりますが、今年は、大方先生の諸般の事情もございまして、ヒアリングにつきましては今西先生お一人に行っていただきました。また、報告書の75ページから77ページでございますけれども、文書によりその講評、評価をいただいております。

両先生方からは、総体としては特に問題はなく、事務改善の実施、それから事業管理は適切に行われていたとの講評をいただいております。また、事項別にご提言をいただいた内容につきましては、各グループにおきまして真摯に受け止めながら、各事業のさらなる効果を求め取り組んでまいりたいと考えております。

教育委員の皆様には、点検・評価報告書をご一読いただきまして、各事業の内容等につきましてもご意見、ご質問がございましたら、後日でも結構でございますので、各担当グループにお問い合わせをいただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございませんか。

これは、事前に配付していただいておりますよね。

教育総務グループ課長（北野真也）

はい。

教育長（長谷雄二）

何かもしご質問等があれば、よろしいですか。

井上委員。

委員（井上寿美）

評価に関してではないんですけれども、75ページの今西先生のところの内容として、生徒指導において本市は他の自治体と比較して不登校児童数が少ないと書いてくださっていて、良いことだと思っておりますけれども、どういう生徒指導の取り組みが、不登校児童数が他市より少ないという状況をつくっているのかについて知りたいなと思っております、教えていただけたらありがたいなと思っております。

教育長（長谷雄二）

尾島課長。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島

肇)

本市の不登校児童数が他市よりも少ないということでございますけれども、それが直接功を奏しているかどうかというのは検証したわけではございませんけれども、例えば、今年度、ある中学校区で取り組んでいたことでありますれば、不登校傾向であるとか、ご家庭と意思疎通がなかなか図りにくいというような場合には、医療機関や市の福祉部局の皆さんにも相談しながら、家庭でのお悩み事にお力添えできるような提案ができないかでありますとか、ここ数年は、スクールカウンセラーに加えてスクールソーシャルワーカーをうまく活用できないかということで、担当のほうからも連絡会や学習会をさせていただいているところではございます。

ただ、今年については、不登校数が昨年度までに比べて少し多かったので、まだまだ力を入れていかなければと考えているところでございます。

委員（井上寿美）

福祉部局との連携がおそらくいい結果につながっているであろうということ、わかりました。ありがとうございます。

教育長（長谷雄二）

ほか、ございませんでしょうか。

そうしましたら、ほかにご意見、ご質問等はないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第8号、平成30年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第9号、平成30年度（2018年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）について及び日程第5、報告第10号、平成31年度（2019年度）大阪狭山市

一般会計補正予算（教育委員会関係）についてにつきましては、関連する案件でございますので一括して担当に説明を求めます。

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、まず最初に、報告第9号、平成30年度（2018年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）についてご説明をいたします。

資料につきましては6ページから8ページまでとなっております。

まず、今回の補正予算につきましては、平成31年度に実施予定としておりました第七小学校の管理棟ほかの大規模改造事業につきまして、平成30年度の国の第2次補正予算によりまして、今月5日付にて学校施設環境改善交付金事業として前倒しで交付金決定があったことから、当該事業費を今年度の3月補正予算として予算措置を行った上で、実際に工事着手をいたします次年度に繰り越すものでございます。

なお、本件及び報告第10号の補正予算につきましては、今月20日の3月定例月議会の最終日におきまして議決をいただいておりますので、事後ではございますがご報告とさせていただきます。

それでは、詳細としまして平成30年度の歳入からご説明をいたしますので、8ページをご覧ください。

第七小学校の管理棟ほかの大規模改造事業の交付金につきましては、防水工事や内外装などの老朽化対策部分と非構造部の防災機能強化部分の2つの改修について交付金の申請をしております、今回は両方ともに採択されましたので、それぞれの交付決定額の合計として5,127万8,000円を教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金として増額補正を行うものでございます。

次に、歳出でございますが、学校施設環境改善交付金の決定事業予算として、小学校費、小学校整備費の小学校整備事業に第七小学校の管理棟ほかの大規模改造工事に伴う工事管理業務委託料1,019万6,000円と大規模改造工事費 3億5,085万5,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

なお、第七小学校の大規模改造工事に伴います事業予算につきましては、7ページに戻っていただきまして、繰越明許費補正の資料にありますとおり、小学校整備事業費の合計額 3億6,105万1,000円を次年度に繰り越し事業実施するものでございます。

続きまして、報告第10号、平成31年度（2019年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）についてご説明をいたします。

資料は9ページから10ページまでとなっております。

この補正予算につきましては、平成31年度に当初予算として計上しておりました第七小学校の管理棟ほかの大規模改造事業に伴う予算について、先ほどご説明いたしました平成30年度の補正予算に振替措置をするため減額するものでございます。

歳入につきましては、平成31年度の学校施設環境改善交付金の当初予算額を皆減とし、歳出につきましては、小学校整備費の第七小学校管理棟他の大規模改造工事に伴う工事管理業務委託料1,019万6,000円と工事費 3億5,085万5,000円をそれぞれ皆減とする減額補正でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、補正予算の報告とさせていただきます。

教育長（長谷雄二）

それでは、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

ご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第4、報告第9号、平成30年度（2018年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）について及び日程第5、報告第10号、平成31年度（2019年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）については承認されました。

続きまして、日程第6、報告第11号、大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第11号、大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動についてご説明をいたします。

お手元に別途お配りしておりますA4の横長の表形式の管理職人事異動の一覧表をご覧ください。

教育委員の皆様には事前に内示の概要をお知らせさせていただいておりましたが、正式な内示が済みましたので、人事異動の内容につきましてご報告をさせていただきます。

なお、時間の関係上、この場におきましては学校園長及び課長級相当職以上の異動内容についてのみご説明をさせていただきたいと思いますので、教頭、それから課長補佐の異動につきましては資料によりご確認をいただきたいと存じます。

まず、小学校・中学校関係でございます。

東小学校の中野校長でございますが、今年度末で定年退職を迎えられますが、引き続き再任用として東小学校の校長に着任されます。また

同様に、南中学校の中田校長におかれましても今年度末で定年退職を迎えられ、引き続き再任用として南中学校の校長に着任されます。

次に、西小学校の吉川校長が異動により第三中学校の校長に、西小学校の堀内教頭が西小学校の校長に、北小学校の泉谷教頭が北小学校の校長に、第七小学校の大鳥教頭が南第三小学校の校長にそれぞれ着任されます。

続きまして、資料裏面でございます。

こども政策部関係の転出でございますが、子育て支援グループの東野課長が都市整備部公園緑地グループ課長として市長部局に転出いたします。

次に、転入でございます。

グリーン水素シティ事業対策室の井上室次長が、東野課長の後任として子育て支援グループ課長に着任いたします。

次に、内部異動でございます。

こども政策部子育て支援グループ課長補佐で子育て支援・世代間交流センターの山本所長が子育て支援グループ参事に昇任され、課長級職員に昇格されます。なお、昇格後においても子育て支援・世代間交流センター所長の職については異動はございません。

最後に、子育て支援グループ参事兼保育・教育グループ参事の谷参事でございますが、現在、再任用職員として勤務いただいておりますが、今年度の末日で再任用期間が満了となり、4月以降は子育て支援・世代間交流センターの嘱託員として勤務していただきます。

以上、簡単ではございますが、人事異動の報告といたします。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第6、報告第11号、大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動については承認されました。

教育長（長谷雄二）

続きまして、日程第7、報告第12号、大阪狭山市狭山池学術調査委員会の委員委嘱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

谷次長。

教育部次長兼歴史文化グループ課長（谷 義浩）

それでは、報告第12号、大阪狭山市狭山池学術調査委員会の委員委嘱についてご報告させていただきます。

大阪狭山市附属機関設置条例に基づきまして設置しております大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会の委員につきまして、資料の13ページに記載しております5名につきまして、委嘱期間満了に伴いまして再任として委嘱させていただくものでございます。

委嘱期間は、平成31年4月1日から平成34年（2022年）3月31日までの3年でございます。

以上、簡単な説明ですが、ご報告とさせていただきます。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第7、報告第12号、大阪狭山市狭山池学

術調査委員会の委員委嘱については承認されました。

続きまして、日程第 8、報告第13号、大阪狭山市民間放課後児童会運営事業補助金交付要綱についてを議題といたします。

担当に概要の説明を求めます。

中森課長。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長（中森祐次）

それでは、報告第13号、大阪狭山市民間放課後児童会運営事業補助金交付要綱についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。A 4の資料でございます。別刷りになっております。申しわけございません。それに基づいて説明させていただきます。

本要綱は、民設民営の放課後児童健全育成事業実施事業者が補助金の交付基準を満たして事業の運営を行う場合、事業に関わる必要経費の一部を補助することで、放課後児童会運営事業への参入を促し、その結果、放課後児童会に入会する必要がある児童の受け皿を拡充し、また、民間独自の柔軟なサービス展開により、保護者の多様なニーズへの対応を図ることを目的として制定するものです。

主な内容ですが、第 1 条には要旨が書かれております。この要綱は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて定めたものです。

2 条から 3 条につきましては、補助対象事業者等を規定しております。主なものについては次のとおりです。放課後児童会健全育成事業開始の届け出が必要です。法人格を有する団体、過去に事業者の過失により重大な事故等不当な行いがなく、大阪狭山市内居住の小学生、ただし学年については市と協議調整できるとな

っております。児童数は10名以上としておりますが、開所初年度はその限りではないとしております。それから、年間開所ですが、250日以上と定めておりますが、これもただし書きがありまして、開所初年度についてはその限りではないとなっております。

第 4 条、補助基準額や対象経費、補助額の算定方法等を規定しております。

第 5 条、補助対象期間を規定しております。

第 6 条、裏面になります、補助金交付申請にかかわる必要書類等を規定しております。

第 7 条、補助金交付申請から補助金交付決定までの流れを規定しております。

第 8 条から第 9 条につきましては、補助金申請事項の変更や補助事業の中止または廃止になった場合の手続きについて規定しております。

第10条、補助事業完了後の実施報告の手続きについて規定しております。

第11条から第12条ですが、補助金額の確定及び確定を受けてからの補助金の請求方法及び補助金の交付までの流れを規定しております。

第13条、交付決定の取り消しや返還金が出た場合の手続きについて規定しております。

第14条、補助事業に関わる関係書類の整備や保存について規定しています。

第15条、補助金の交付に関し必要がある場合の補助事業者への立入検査等について規定しております。

第16条、守秘義務について規定しております。

第17条、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものと規定しております。

なお、附則といたしまして、この要綱は平成31年4月1日から施行することとなっております。

以上、簡単な説明ですが、ご報告とさせていただきます。

教育長（長谷雄二）

平成31年4月1日から施行なので来週からですね。

山崎部長。

教育部長（山崎正弘）

ご相談半分の説明にはなるのですけれども、新規の要綱なので、施行日までにご審議いただいて可決ということが本来の流れではあるのですが、文言の整理に手間取っておりまして、本日お示しできていないということをご説明するんですけれども、新たな補助制度ということになるので、遡及適用をすることも法令上は問題ございませんので、4月1日以降のご審議という形で、できれば次回に正式なものをご提案していただいて承認いただいて、4月1日に遡って施行という手続きをとらせていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（長谷雄二）

今、担当部長のほうから遡及手続きということで了解をとられるということですが、よろしいですか。

はい。そうしましたら、本日、概要説明でございますが、ただいまの担当部長の説明も踏まえまして改めて承認事項ということで、今回提案の日程第8、報告第13号、大阪狭山市民間放課後児童会運営事業補助金交付要綱については4月に再度承認案件といたします。よろしいでしょうか。

続きまして、日程第9、報告第14号、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行に伴う市立子育て支援・世代間交流センター及び子育て支援センターの休館日の変更についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

東野課長。

子育て支援グループ課長（東野貞信）

報告第14号、天皇の即位の日及び即位礼正殿

の儀の行われる日を休日とする法律の施行に伴う市立子育て支援・世代間交流センター及び子育て支援センターの休館日の変更についてご説明いたします。

一番裏面の16ページをご覧ください。

天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するためということで、5月1日が休日扱いになります。それに伴いまして、祝日と祝日の間に挟まっている4月30日と5月2日につきましても休日となります。それに伴いまして、UPっぷ（子育て支援・世代間交流センター）の子育て交流ひろばにつきましても、10日間の連続の休館ということになります。2階の世代間交流ひろばについて、ぽっぼえん（子育て支援センター）につきましても8日間の連続の休館となります。

公共施設として可能な限り市民に提供するという観点からも、休館日を開館ということで考えてまいりました。それによりまして、4月30日につきましてもUPっぷの子育て交流ひろばと世代間交流ひろばを、5月2日につきましても子育て交流ひろばと世代間交流ひろばを、ぽっぼえんにつきましても5月5日のこどもの日を、世代間交流ひろば2階のほうにつきましても5月5日のこどもの日を開館といたします。臨時的な措置としましてこの3日間を開館という扱いで措置いたしますので、報告いたします。よろしく願いいたします。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

当然、開館するという事は市民にとっては非常にありがたいことだと思うのですが、人的な配置というのはどうなりますか。職員に出勤を命ずることはできますか。

東野課長。

子育て支援グループ課長（東野貞信）

基本的には管理職で対応していきたいと思っておりますけれども、ぽっぼえんにつきましては5月5日は委託を増やすという対応で考えております。30日と2日のUPっぷの子育て交流ひろばにつきましては、保育士の配置が必要ですので、交代で振替措置ということで、連休ですけれども職員にあまり負担のないようにということで検討しております。

教育長（長谷雄二）

わかりました。

よろしいですか。

それでは、ほかにご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第9、報告第14号、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行に伴う市立子育て支援・世代間交流センター及び子育て支援センターの休館日の変更については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員